

# 現場説明書

工事名 国立青少年教育振興機構  
国立三瓶青少年交流の家給水設備等改修工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課			
課長	課長補佐	施設管理課	担当

1 工事名 国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家給水設備等改修工事

2 工事場所 島根県大田市山口町山口1638-12 (国立三瓶青少年交流の家構内)

3 完成期限 令和4年12月20日(火曜日)

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・設ける ( 号) ○設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (㎡)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

⑦ その他

- a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
- b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。
- c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。
- d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分

協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
  - ・電力会社と協議の上引き込む                      ⊙構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
  - ・構外より引込む。                                      ⊙携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
  - ・構外より引込む。    ⊙構内より分岐できる。    ・さく井する。    ・
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他  
工事用電力・工事用給水を所内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立三瓶青少年交流の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
敷地状況写真	サービス判	カ ラ ー	1 組
着工前写真	サービス判	カ ラ ー	1 組
工 事 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組
完 成 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のA3版2つ折り製本を3部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

①基準第3の規定による、

工事費内訳明細書    {    ⊙ 提出する。

・ 提出しない。

工 程 表 { ○ 提出する。  
・ 提出しない。

② 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

③ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。

(2) 契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。

① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書

ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。

イ 保管金領収証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。

ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。

② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前

の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書

ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。

イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。

ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確

実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が确实と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が确实と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が确实と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が确实と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人

国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成后、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

カ 保険期間は、工期を含むものとする。

キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。

ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

オ 保証期間は、工期を含むものとする。

カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(3) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(4) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契

約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び中間前払金を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前払金を請求することができる。

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、組立保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

- イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。
- ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。
- エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

## 7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

## 8 その他

### (1) 工事实績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）への登録すること。

### (2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

### (3) 建設業退職金共済制度について

- ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- ③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。

### ~~(4) 工事成績評定について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~

### ~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

- ① ~~ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~
- ② ~~受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握で~~

- ~~きる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~
- ~~④ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~
- (6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について
- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。
- ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について
- ① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
- ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
- イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。
- ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
- ② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。
- ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。
- (8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて
- 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。
- (9) 特別重点調査を受けた者との契約について
- 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。
- (10) 引渡し後点検について
- 受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。
- (11) 設計図書の取扱い
- 本工書の設計図書の取扱いは以下によるものとする。
- ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
- ② 目的以外の使用は禁止とすること。
- ③ 図書を複写する場合、その部数は必要最低限とし、複写した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。
- (12) デジタル工事写真の小黒板情報電子化について
- デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像

の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。

なお、対象工事において、「小黒板情報電子化」と「小黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL ([http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\\_digital.html](http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

# 国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家

## 給水設備等改修工事

### 図面リスト

図面No.	図面名	縮尺 (A3)	図面No.	図面名	縮尺 (A3)
	表紙・図面リスト				
M-01	特記仕様書案内図・配置図	No Scale	M-11	改修前 クラフト棟・営火場 平面図	1/250
M-02	改修後 屋外給水設備配置平面図	1/800	M-12	改修後・改修前 体育館 平面図	1/250
M-03	改修前 屋外給水設備配置平面図	1/800	M-13	改修後・改修前 文武伝承館 平面図	1/250
M-04	改修後 管理棟・食堂棟 平面図	1/250	M-14	改修後・改修前 文武伝承館 平面詳細図	1/100
M-05	改修前 管理棟・食堂棟 平面図	1/250	M-15	各種詳細図	1/20
M-06	改修後 宿泊棟 平面図	1/250			
M-07	改修前 宿泊棟 平面図	1/250			
M-08	宿泊棟 補給水平面図・配管系統図	1/250			
M-09	改修後・改修前 小集団研修室平面図	1/250			
M-10	改修後 クラフト棟・営火場 平面図	1/250			

独立行政法人国立青少年教育振興機構

# 機械設備工事（改修工事）特記仕様書

1. 工事名称: 国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家 給水設備等改修工事

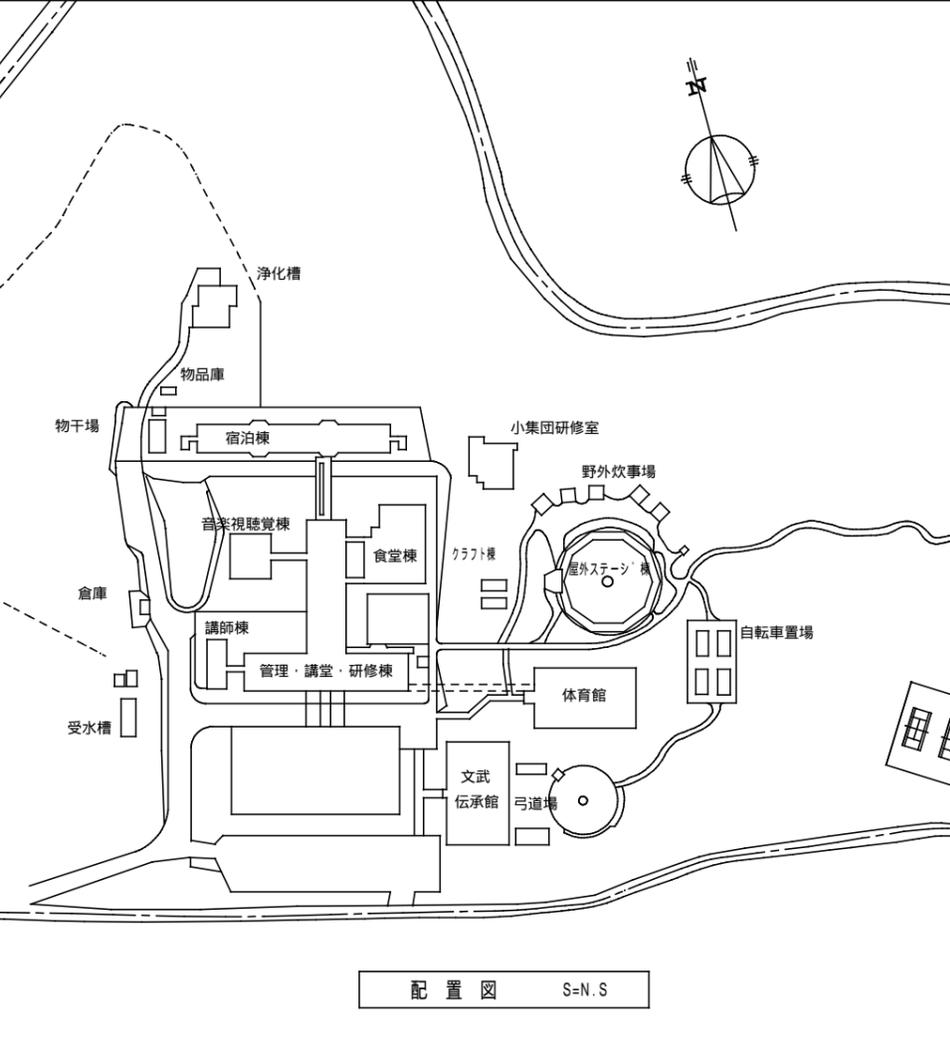
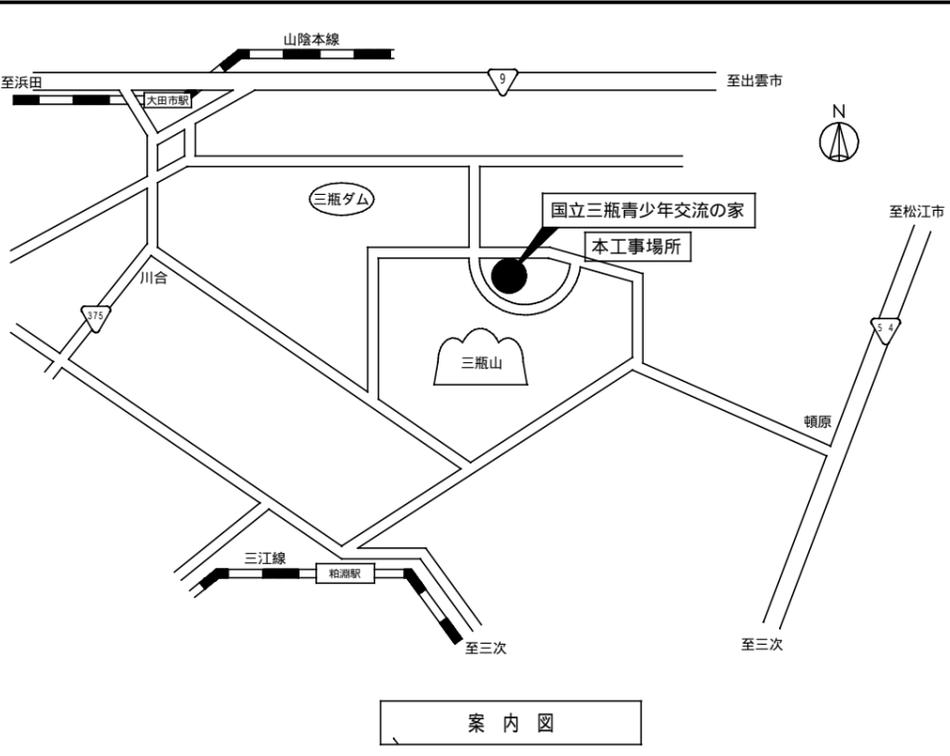
2. 工事場所: 鳥根県大田市山口町山口1638-12 国立三瓶青少年交流の家 構内(敷地面積229,810㎡)

3. 完成期限: 令和4年12月20日(火)

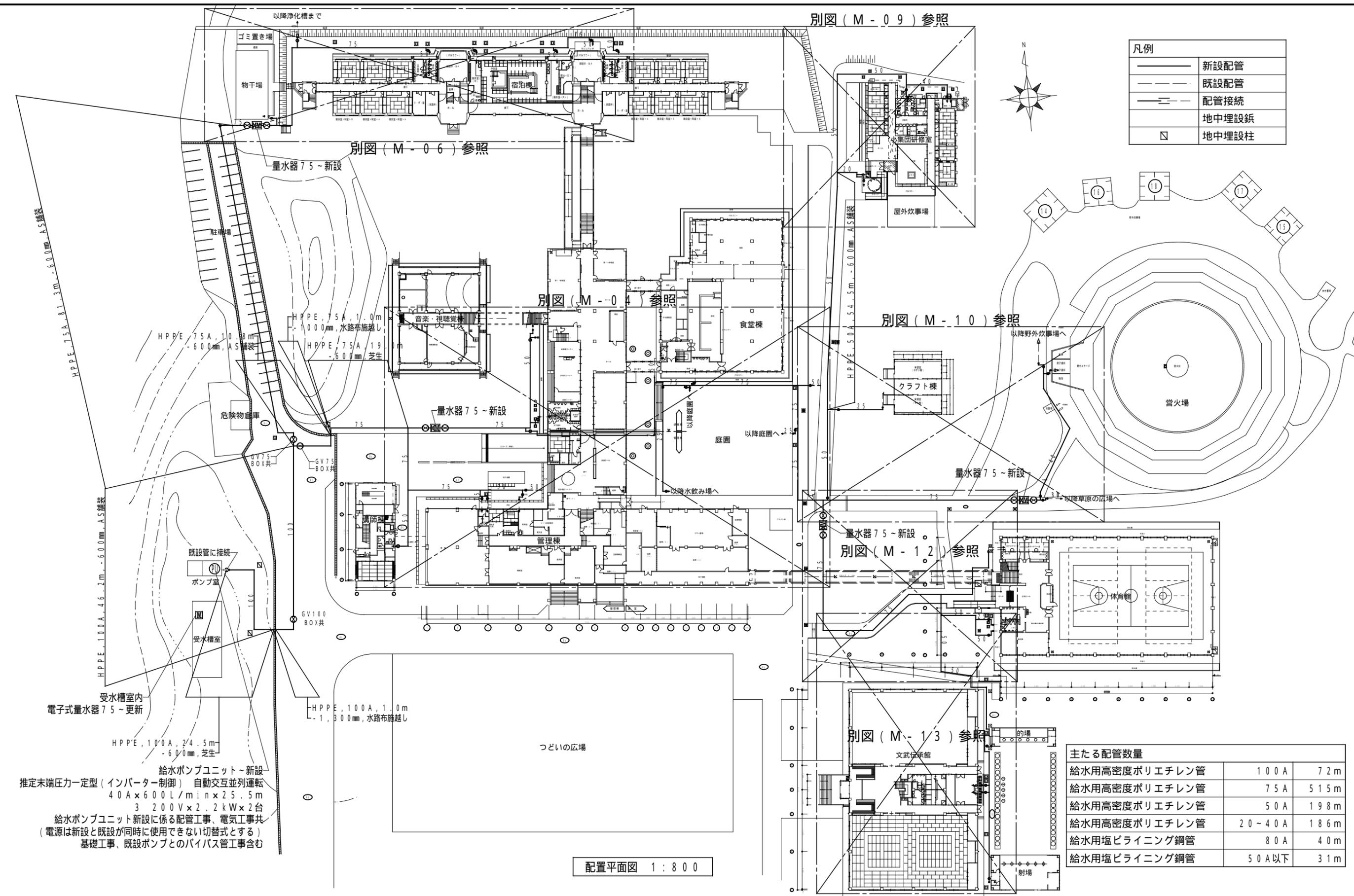
4. 工事の種類・規模等

工事範囲表										
棟名称	管理棟	講師棟	クラフト棟	食堂棟	宿泊棟	小集団研修室	営火場	体育館	文武伝承館	改修
構造・階数	RC造 2階	RC造 2階	木造 1階	RC造 1階	RC造 3階	RC造 1階	RC造 2階	RC造 2階	RC造 2階	
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
延べ面積	2,062 m <sup>2</sup>	398.07 m <sup>2</sup>	97.44 m <sup>2</sup>	310.89 m <sup>2</sup>	3,533 m <sup>2</sup>	416.99 m <sup>2</sup>	173 m <sup>2</sup>	1,595 m <sup>2</sup>	1,707.26 m <sup>2</sup>	
衛生器具設備										
給水設備										
排水設備										
消火設備										
ガス設備										
給湯設備										
浄化槽設備										
空気調和設備										
換気設備										
自動制御設備										
エレベーター設備										
建築工事										
電気設備工事										

項目	特記事項																																				
第1編 一般共通事項	<p>1. 実施工程表 (公共改修仕様書) (第1編1.2.1)</p> <p>2. 電気保安技術者等 3. 技能士の活用</p> <p>4. 施工条件 (公共改修仕様書) (第1編1.3.3)</p> <p>5. 施工の検査等 施工の検査に伴う試験 施工の立会等 (公共改修仕様書) (第1編1.6.4 ~1.6.5.8)</p> <p>6. 養生範囲 (公共改修仕様書) (第1編1.7.1-3)</p> <p>7. 発生材の処理等 (公共改修仕様書) (第1編1.9.1)</p> <p>8. 技術検査 (公共改修仕様書) (第1編1.10.2)</p> <p>9. 完成時の提出図書 (公共改修仕様書) (第1編1.11.1-2)</p>																																				
概成工期	<p>概成工期: _____</p> <p>工事現場におく電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安の業務を行うものとする。</p> <p>技能士制度の趣旨を十分理解の上、積極的な活用に努めること。</p> <p>施工時間は基本は9:00-18:00とするが、困難な場合は監督職員との協議による。 休館日指定は、交流の家の指示による。</p> <p>下記の施工部分は監督職員の施工の検査、施工の立会及び施工検査に伴う試験を受けるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工部分</th> <th>検査</th> <th>立会</th> <th>試験</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	施工部分	検査	立会	試験	摘要																															
施工部分	検査	立会	試験	摘要																																	
養生は、図面、施工要領による。	<p>養生は、図面、施工要領による。</p> <p>発生材の処理は、下記による。</p> <p>(1) 引渡しを要するもの</p> <p>1) 品名: _____ 3) 集積場所: _____</p> <p>2) 引渡し先: _____</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物</p> <p>1) 品名: _____ 3) 集積場所: _____</p> <p>2) 引渡し先: _____ 4) 集積方法: _____</p> <p>(3) 現場において再利用するもの</p> <p>1-1) 品名: _____ 1-2) 使用箇所: _____</p> <p>2-1) 品名: _____ 2-2) 使用箇所: _____</p> <p>(4) 再資源化するもの</p> <p>1) 品名: _____</p> <p>工事完了後</p> <p>しゅん功後提出する完成図等の種類及び提出部数は下記による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>体裁等</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>完成図</td> <td>原図</td> <td>2部</td> </tr> <tr> <td>#</td> <td>複製本</td> <td>2部</td> </tr> <tr> <td>#</td> <td>製本</td> <td>2部</td> </tr> <tr> <td>施工図</td> <td>原図</td> <td>2部</td> </tr> <tr> <td>#</td> <td>複製本</td> <td>2部</td> </tr> <tr> <td>保守点検要領書</td> <td></td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>機器完成図及び説明書</td> <td></td> <td>2部</td> </tr> <tr> <td>各種試験成績書</td> <td></td> <td>2部</td> </tr> <tr> <td>官公署等届出書類</td> <td></td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>負荷設備台帳</td> <td>指定書式: 有・無</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>工事写真帳</td> <td>○電子媒体・○紙媒体(ファイル綴じ)</td> <td>1部</td> </tr> </tbody> </table> <p>CADデータ(○要・不要) ; w w又はd x f ( L T 2 )とする</p> <p>本工事は、次の書類については、電子納品の対象とする。</p> <p>○工事図 ○図面</p> <p>貸与する設計図のCADデータの著作権者名: _____</p> <p>ファイル形式: オリジナルCAD, D X F, p d f, J W W</p> <p>貸与条件: 貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用しないこと。</p> <p>提出方法: C D - R</p>	名称	体裁等	部数	完成図	原図	2部	#	複製本	2部	#	製本	2部	施工図	原図	2部	#	複製本	2部	保守点検要領書		1部	機器完成図及び説明書		2部	各種試験成績書		2部	官公署等届出書類		1部	負荷設備台帳	指定書式: 有・無	1部	工事写真帳	○電子媒体・○紙媒体(ファイル綴じ)	1部
名称	体裁等	部数																																			
完成図	原図	2部																																			
#	複製本	2部																																			
#	製本	2部																																			
施工図	原図	2部																																			
#	複製本	2部																																			
保守点検要領書		1部																																			
機器完成図及び説明書		2部																																			
各種試験成績書		2部																																			
官公署等届出書類		1部																																			
負荷設備台帳	指定書式: 有・無	1部																																			
工事写真帳	○電子媒体・○紙媒体(ファイル綴じ)	1部																																			
給水設備	<p>1. 給水方式: 加圧給水方式</p> <p>2. 配管材料: 埋設配管 給水用高密度ポリエチレン管(50A以上: J W W A K 1 4 4 40A以下: P W A 0 0 5) 屋内一般配管 水道用硬質塩化ビニルライニング銅管(S G P - V A) ( J W W A K 1 1 6 )</p> <p>3. 管の接合等: ポリエチレン管の接合方法: 電気融着接合 給水用高密度ポリエチレン管を使用する場合の配管支持間隔は標準仕様書及びメーカー施工標準のうち小さい方を適用する。</p> <p>4. 弁: 図記なき弁の耐圧は10kとする。 土中配管に使用する弁は埋設用とする。</p> <p>5. バルブボックス: 水道用鋼鉄蓋、レジンコンクリート製ボックス相当品とする。</p> <p>6. 保温: 屋外露出配管の保温材はポリスチレンフォームとし、保温厚は40mmとする。</p>																																				

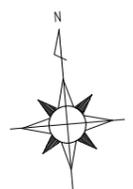


記	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課					一般社団法人 鳥根県設備設計事務所協会 有限会社 環境設備計画	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家 給水設備等改修工事	作成年月日 R 4 . 6
	課長	課長補佐	係長	主任	担当			
事						代表取締役(建築士) 石川和則/管理建築士(一級建築士) 児玉一哉		



凡例

	新設配管
	既設配管
	配管接続
	地中埋設鉄
	地中埋設柱



配置平面図 1:800

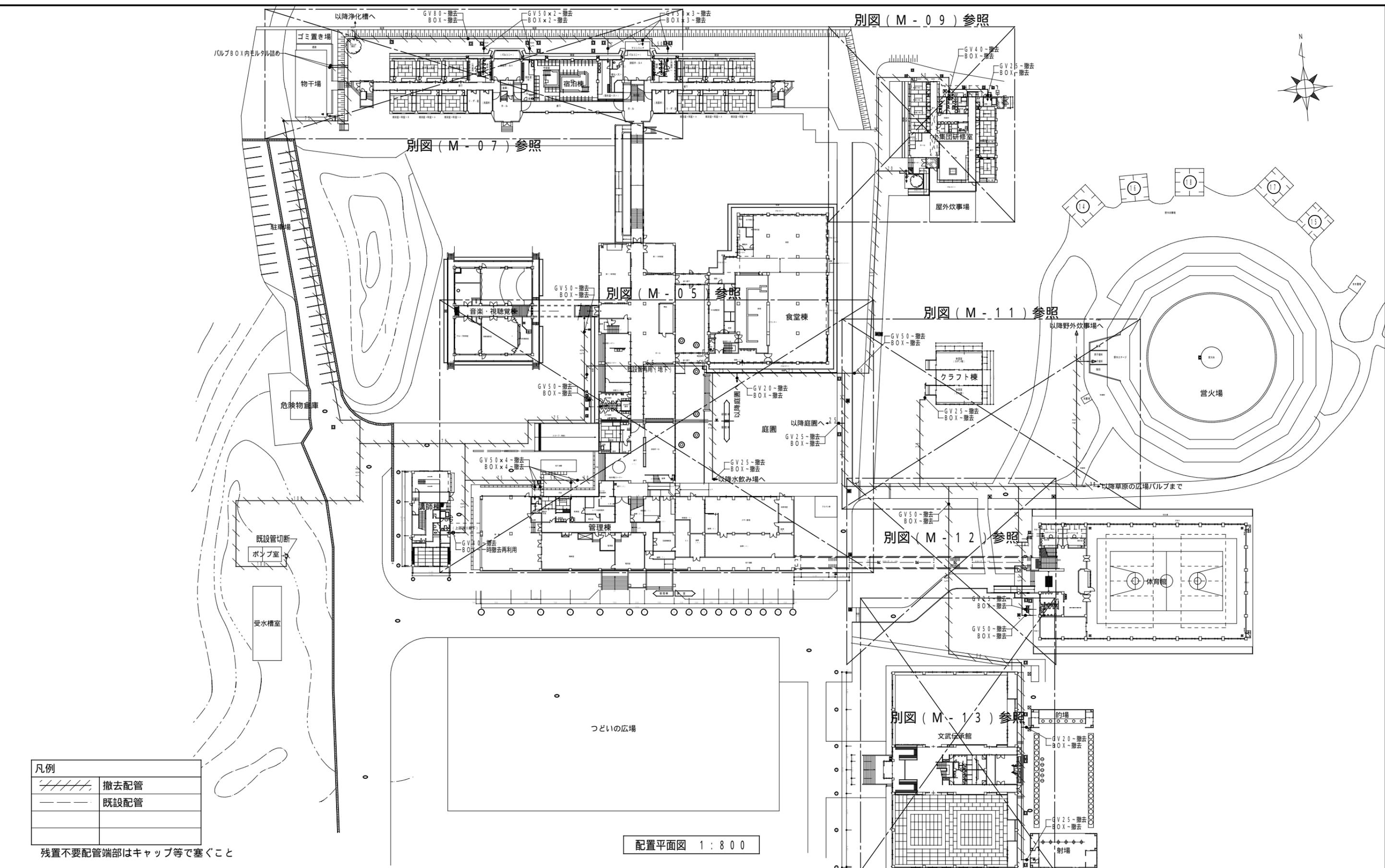
受水槽室内  
電子式量水器75~更新

給水ポンプユニット~新設  
推定末端圧力一定型(インバーター制御) 自動交互並列運転  
40A×600L/min×25.5m  
3 200V×2.2kW×2台  
給水ポンプユニット新設に係る配管工事、電気工事共  
(電源は新設と既設が同時に使用できない切替式とする)  
基礎工事、既設ポンプとのバイパス管工事含む

主たる配管数量

給水用高密度ポリエチレン管	100A	72m
給水用高密度ポリエチレン管	75A	515m
給水用高密度ポリエチレン管	50A	198m
給水用高密度ポリエチレン管	20~40A	186m
給水用塩ビライニング鋼管	80A	40m
給水用塩ビライニング鋼管	50A以下	31m

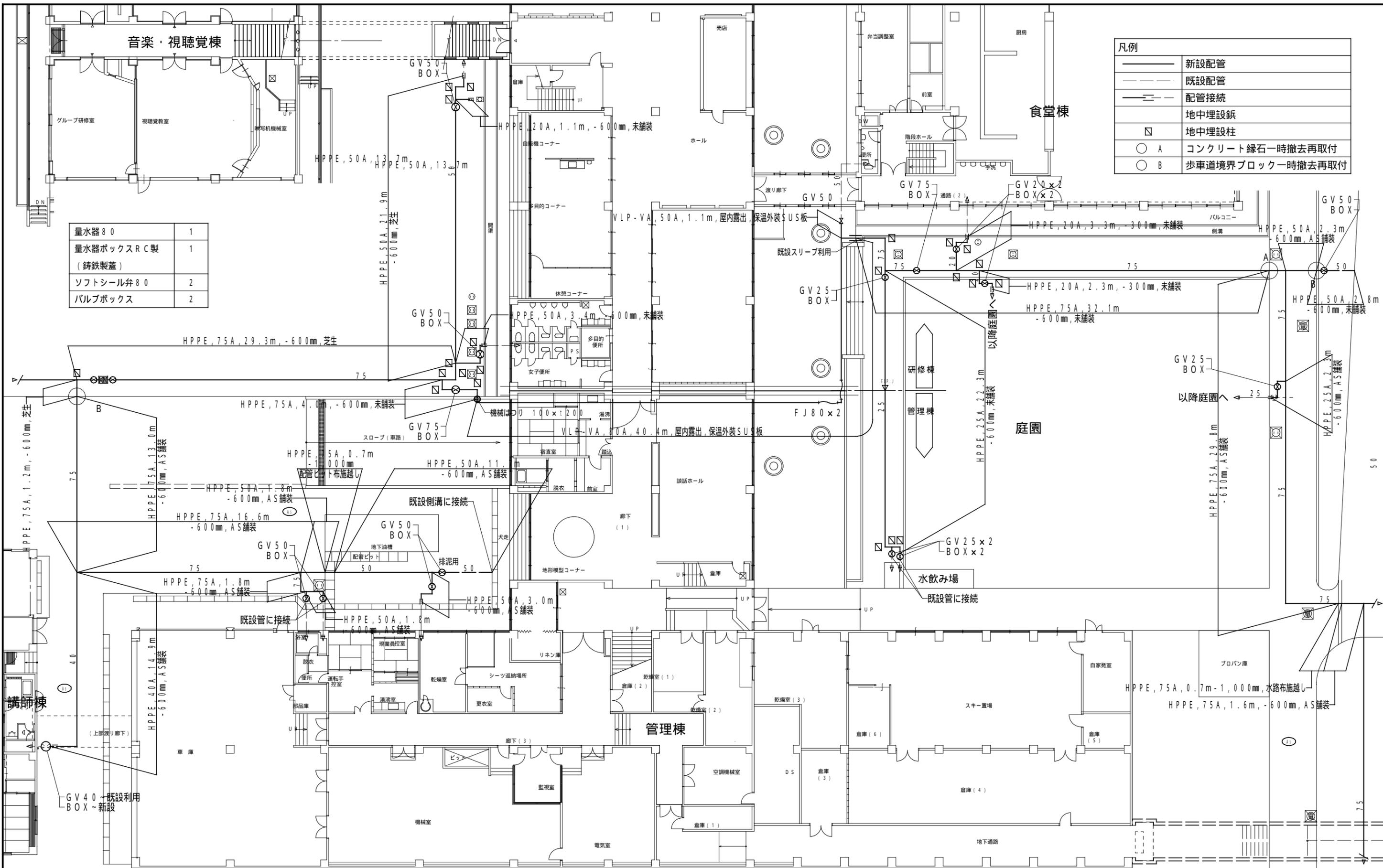
記 事	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課					一般社団法人 鳥根県設備設計事務所協会会員 <b>環境設備計画</b> 有限会社 一級建築士事務所 鳥根県知事登録第(4)10550号 代表取締役(建築設備士) 神門嘉八郎/管理建築士(一級建築士) 加藤 功	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家 給水設備等改修工事 担当	図面名称 改修後 屋外給水設備配置平面図	縮尺 1:800 (A3)	図面番号 M-02	作成年月日
	課長	課長補佐	係長	主任	担当						R4.6



凡例	
	撤去配管
	既設配管
残置不要配管端部はキャップ等で塞ぐこと	

配置平面図 1:800

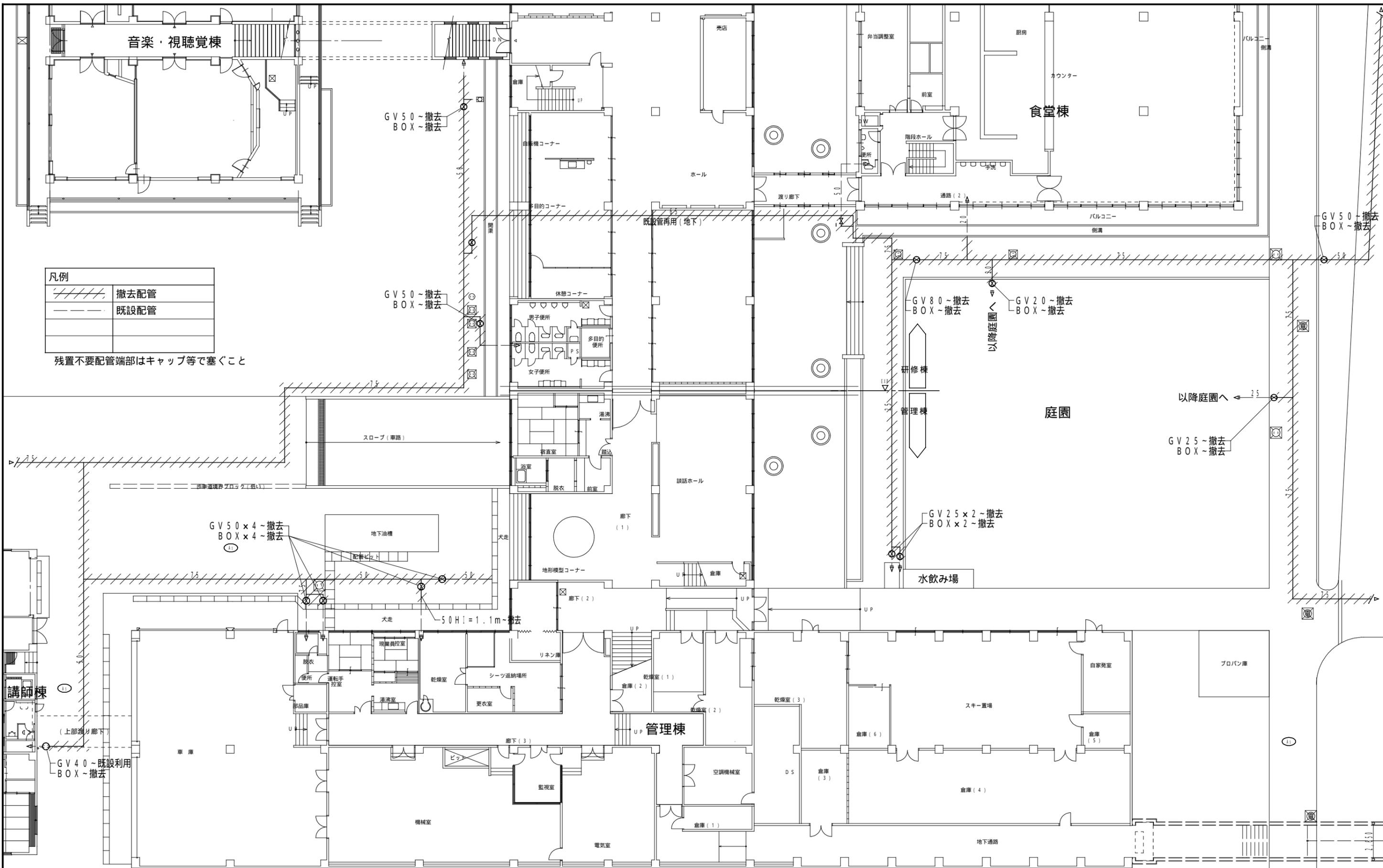
記 事	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課					一般社団法人 鳥根県設備設計事務所協会 有限会社 <b>環境設備計画</b> 一級建築士事務所 鳥根県知事登録第(4)10550号 代表取締役(建築設備士) 神門嘉八郎/管理建築士(一級建築士) 加藤 功	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家 給水設備等改修工事 担当	作成年月日
	課長	課長補佐	係長	主任	担当			R4.6
						図面名称	縮尺	図面番号
						改修前 屋外給水設備配置平面図	1:800 (A3)	M-03



凡例	
	新設配管
	既設配管
	配管接続
	地中埋設鉄
	地中埋設柱
	コンクリート縁石一時撤去再取付
	歩車道境界ブロック一時撤去再取付

量水器 80	1
量水器ボックス RC製 ( 鋳鉄製蓋 )	1
ソフトシール弁 80	2
バルブボックス	2

記 事	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課					一般社団法人 鳥根県設備設計事務所協会 <b>環境設備計画</b> 有限会社 一級建築士事務所 鳥根県知事登録第(4)10550号 代表取締役(建築設備士) 神門嘉八郎 / 管理建築士(一級建築士) 加藤 功	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家 給水設備等改修工事 図面名称 改修後 管理棟・食堂棟 平面図	作成年月日 R 4 . 6 縮尺 1 : 250 (A3)	図面番号 M - 04
	課長 課長補佐 係長 主任 担当								

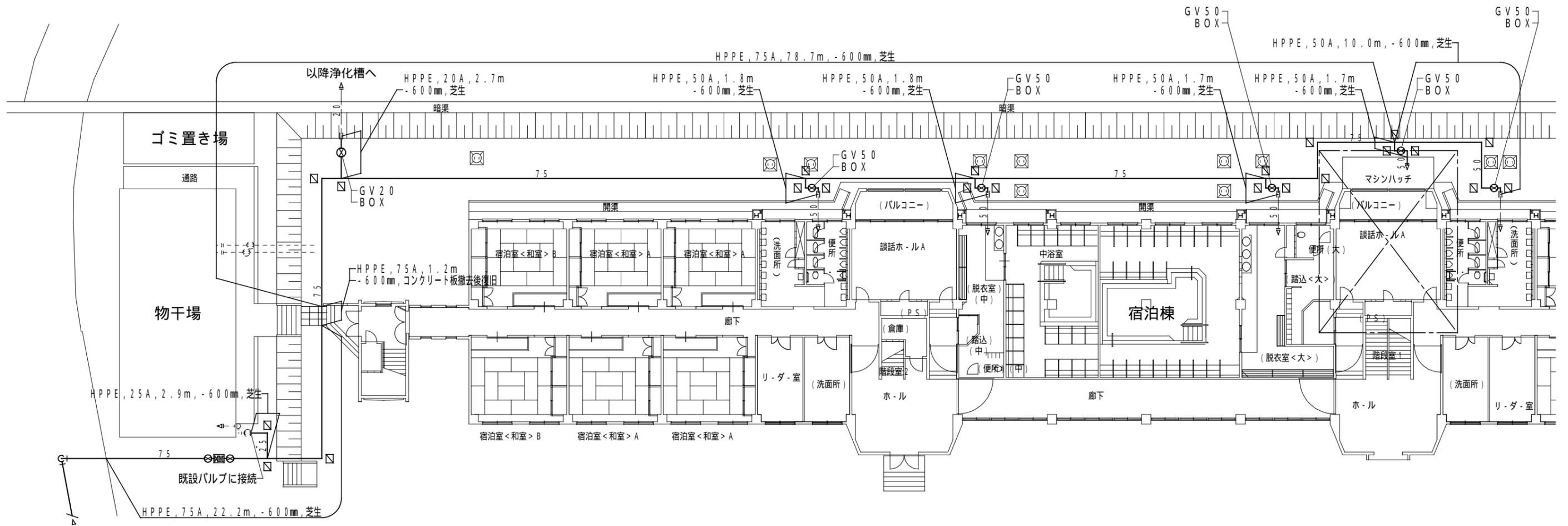


凡例	
	撤去配管
	既設配管

残置不要配管端部はキャップ等で塞ぐこと

記 事	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課					一般社団法人 鳥根県設備設計事務所協会 <b>環境設備計画</b> 有限会社 一級建築士事務所 鳥根県知事登録第(4)10550号 代表取締役(建築設備士)神門嘉八郎/管理建築士(一級建築士)加藤 功	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家 給水設備等改修工事 担当	作成年月日 R4.6 図面名称 改修前 管理棟・食堂棟 平面図 縮尺 1:250 (A3)	図面番号 M-05
	課長	課長補佐	係長	主任	担当				

凡例	
———	新設配管
---	既設配管
— — —	配管接続
—	地中埋設紙
□	地中埋設柱

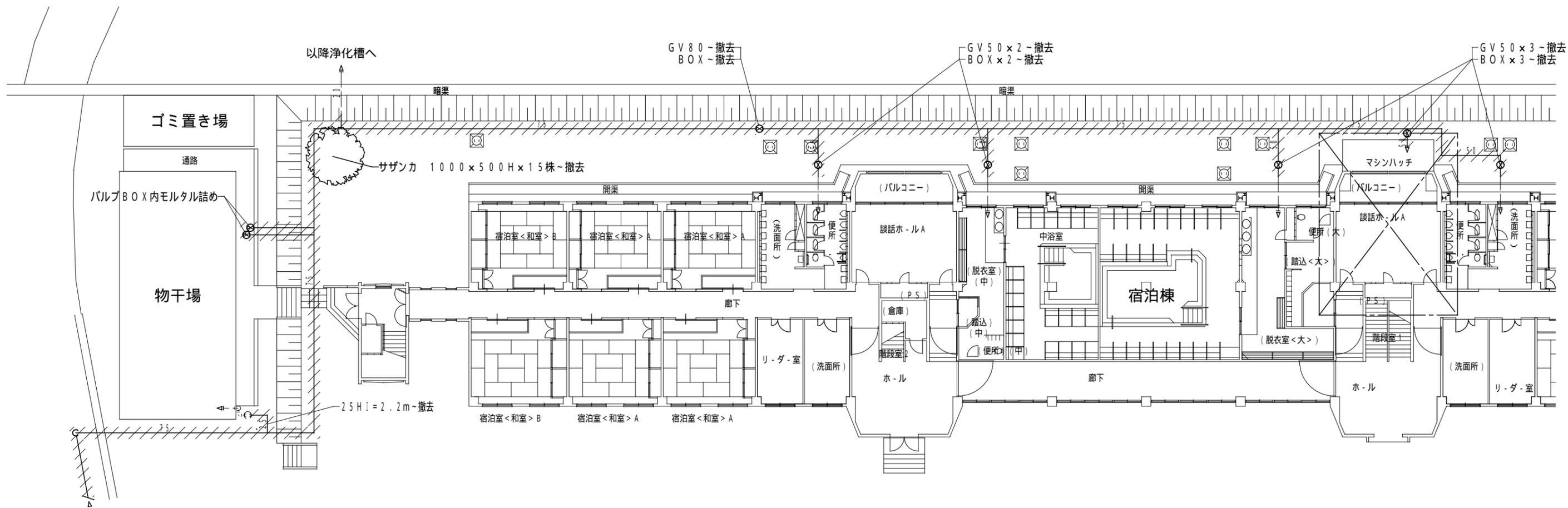


宿泊棟用	
量水器 80	1
量水器ボックス R C 製 ( 鋳鉄製蓋 )	1
ソフトシール弁 80	2
バルブボックス	2

記 事	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課					一般社団法人 島根県設備設計事務所協会 会員 <b>環境設備計画</b> 有限会社 一級建築士事務所 島根県知事登録第(4)10550号 代表取締役(建築設備士) 神門嘉八郎 / 管理建築士(一級建築士) 加藤 功	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家 給水設備等改修工事 担当	作成年月日 R 4 . 6									
	<table border="1"> <tr> <td>課長</td> <td>課長補佐</td> <td>係長</td> <td>主任</td> <td>担当</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								課長	課長補佐	係長	主任	担当				
課長	課長補佐	係長	主任	担当													

凡例	
	撤去配管
	既設配管

残置不要配管端部はキャップ等で塞ぐこと



記 事	

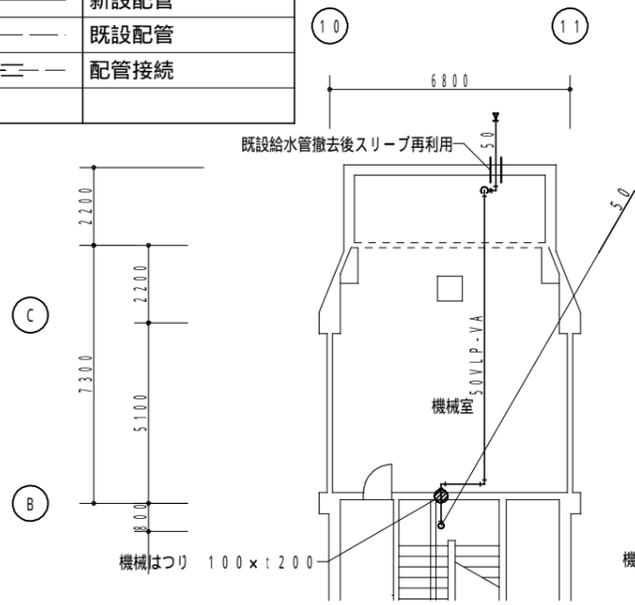
独立行政法人 国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課				
課長	課長補佐	係長	主任	担当

一般社団法人 島根県設備設計事務所協会 会員  
**環境設備計画**  
 有限会社  
 一級建築士事務所 島根県知事登録第(4)10550号  
 代表取締役(建築設備士) 神門嘉八郎 / 管理建築士(一級建築士) 加藤 功

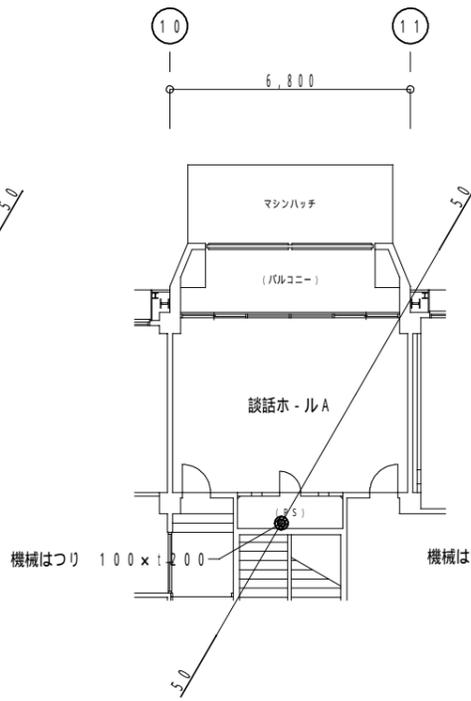
工 事 名 称	国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家 給水設備等改修工事	
	図面名称	改修前 宿泊棟 平面図

作成年月日	R4.6
縮尺	1:250 (A3)
図面番号	M-07

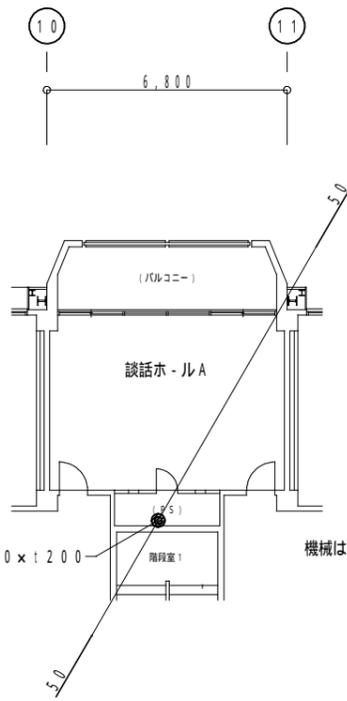
凡例	
	新設配管
	既設配管
	配管接続



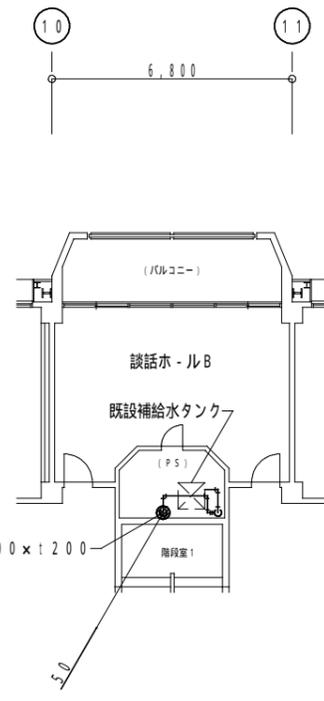
改修後 B1平面図 1:200



改修後 1平面図 1:200

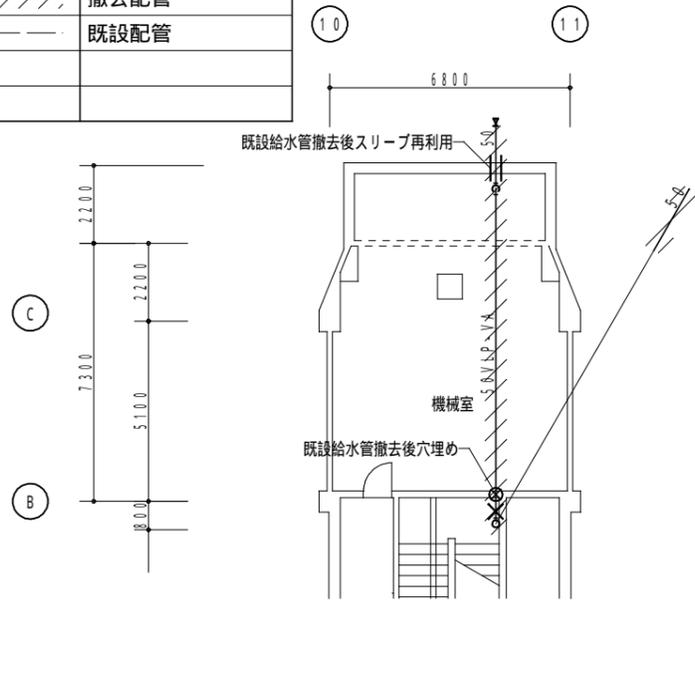


改修後 2平面図 1:200

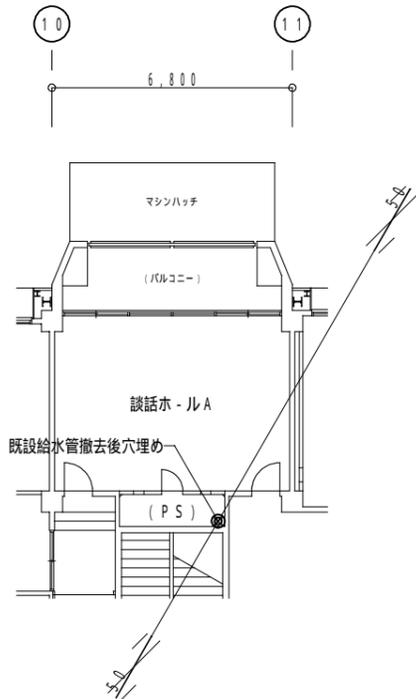


改修後 3平面図 1:200

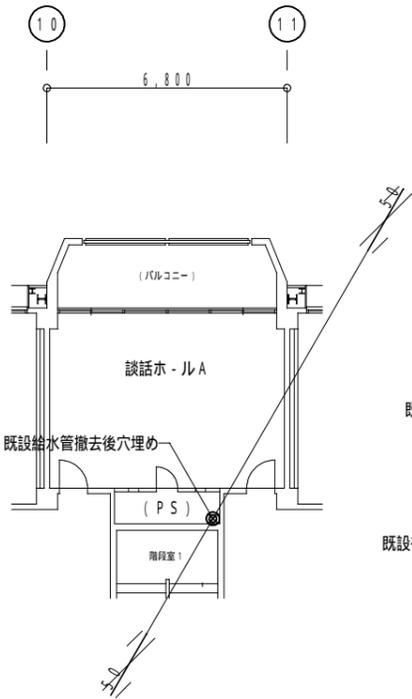
凡例	
	撤去配管
	既設配管



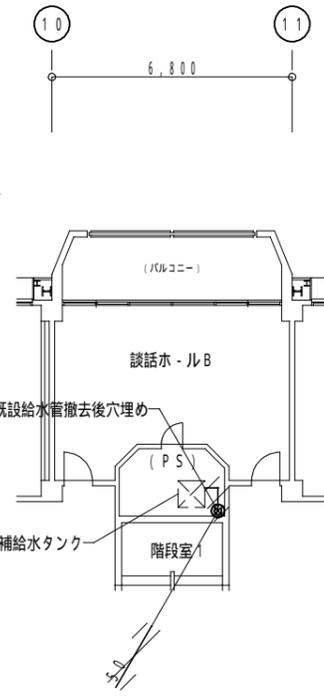
改修前 B1平面図 1:200



改修前 1平面図 1:200

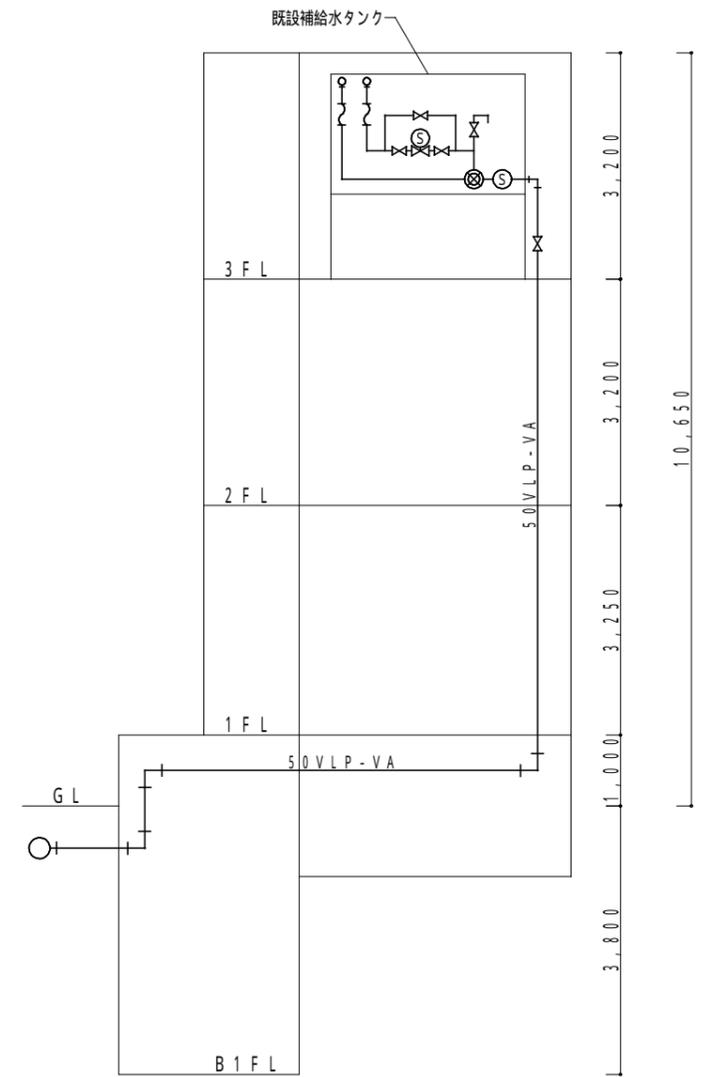


改修前 2平面図 1:200



改修前 3平面図 1:200

更新器具リスト			
名称	口径	数量	備考
定水位弁	50	1	
電磁弁	20	1	AC100V, 2.0A
空気抜弁	20	1	
仕切弁	50	1	
仕切弁	20	3	
仕切弁	15	1	
可とう管継手	50	1	FJ, 500L
可とう管継手	20	1	FJ, 300L
Y型ストレーナ	50	1	



残置不要配管端部はキャップ等で塞ぐこと

記 事	独立行政法人 国立青少年教育振興機構
	施設管理室長 係長 主任 担当

独立行政法人 国立青少年教育振興機構			
施設管理室長	係長	主任	担当

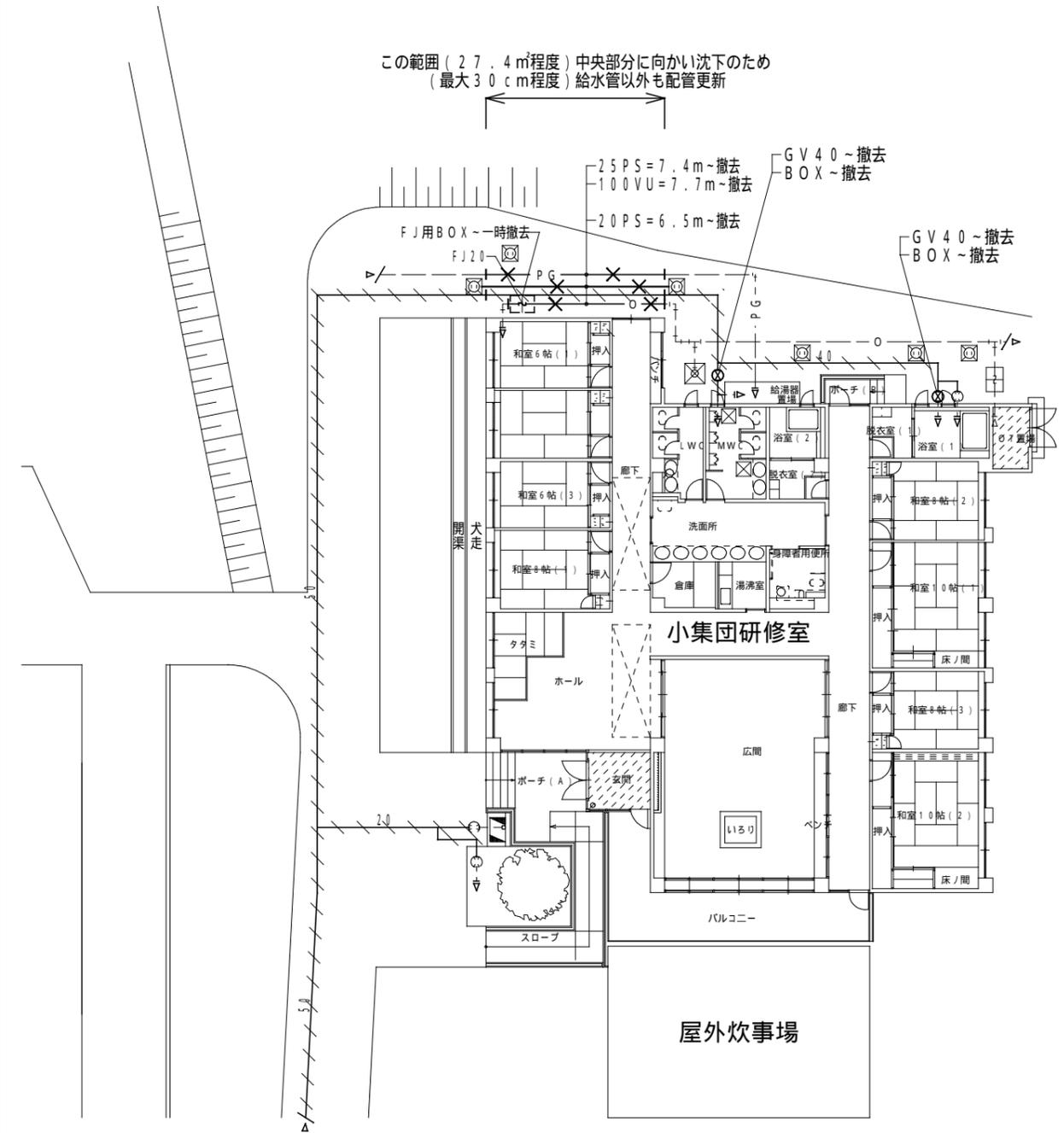
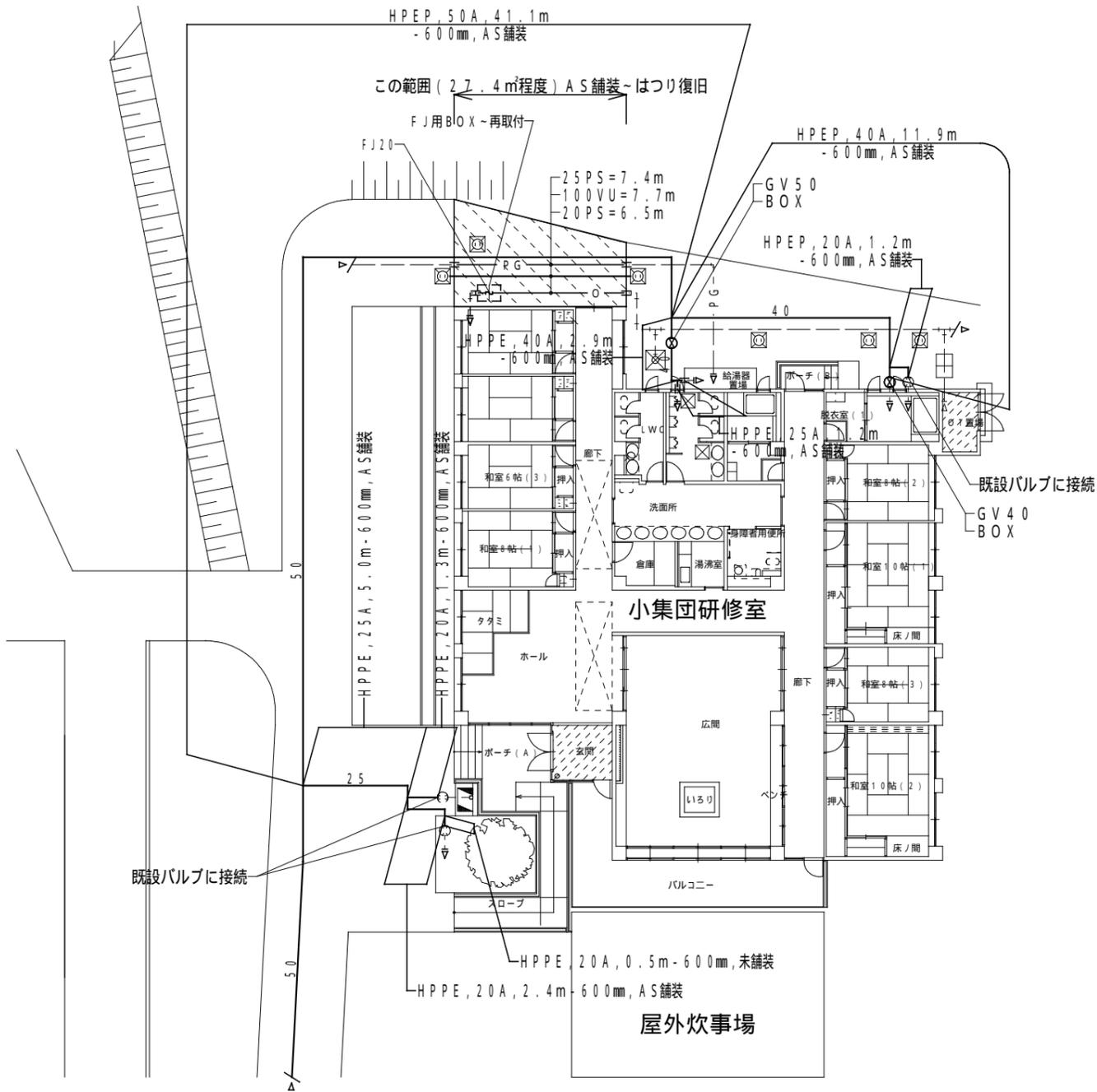
一般社団法人 鳥根県設備設計事務所協会会員  
**環境設備計画**  
 有限会社  
 一級建築士事務所 鳥根県知事登録第(4)10550号  
 代表取締役(建築設備士) 神門嘉八郎 / 管理建築士(一級建築士) 加藤 功

工 事 名 称	国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家 給水設備等改修工事		作成年月日 R4.6
	図面名称 宿泊棟 補給水平面図・配管系統図	縮尺 1:200 (A3)	図面番号 M-08

—	新設配管
- - -	既設配管
—	配管接続
—	地中埋設鉄
□	地中埋設柱

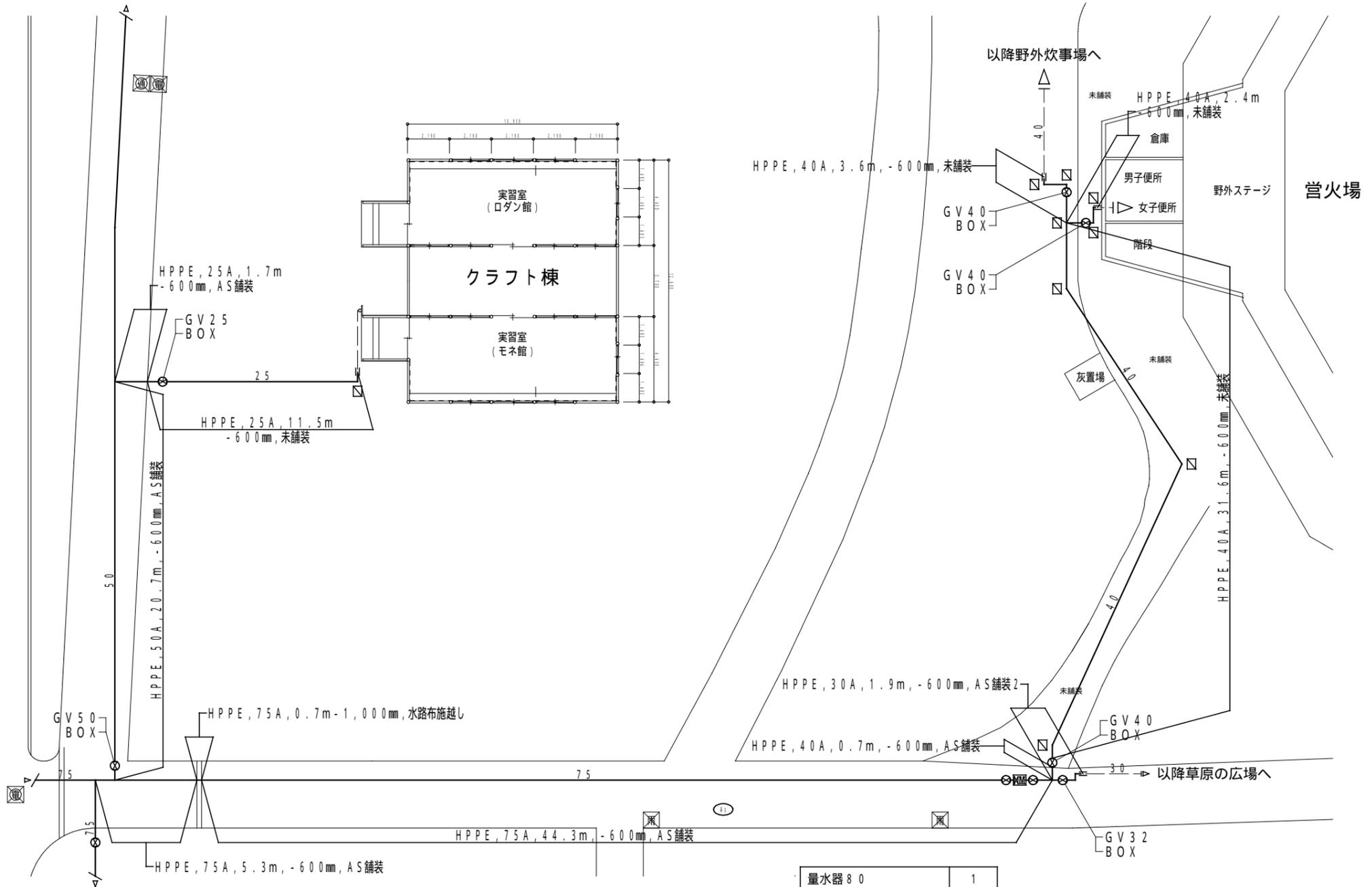
—X—	撤去配管
////	撤去配管
- - -	既設配管

残置不要配管端部はキャップ等で塞ぐこと



記 事	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課					工事名称 国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家 給水設備等改修工事 図面名称 改修後・改修前 小集団研修室平面図	縮尺 1:250 (A3)	作成年月日 R4.6
	課長	課長補佐	係長	主任	担当			図面番号 M-09
一般社団法人 鳥根県設備設計事務所協会 会員 有限会社 環境設備計画 一級建築士事務所 鳥根県知事登録第(4)10550号 代表取締役(建築設備士) 神門嘉八郎 / 管理建築士(一級建築士) 加藤 功								

凡例	
	新設配管
	既設配管
	配管接続
	地中埋設管
	地中埋設柱

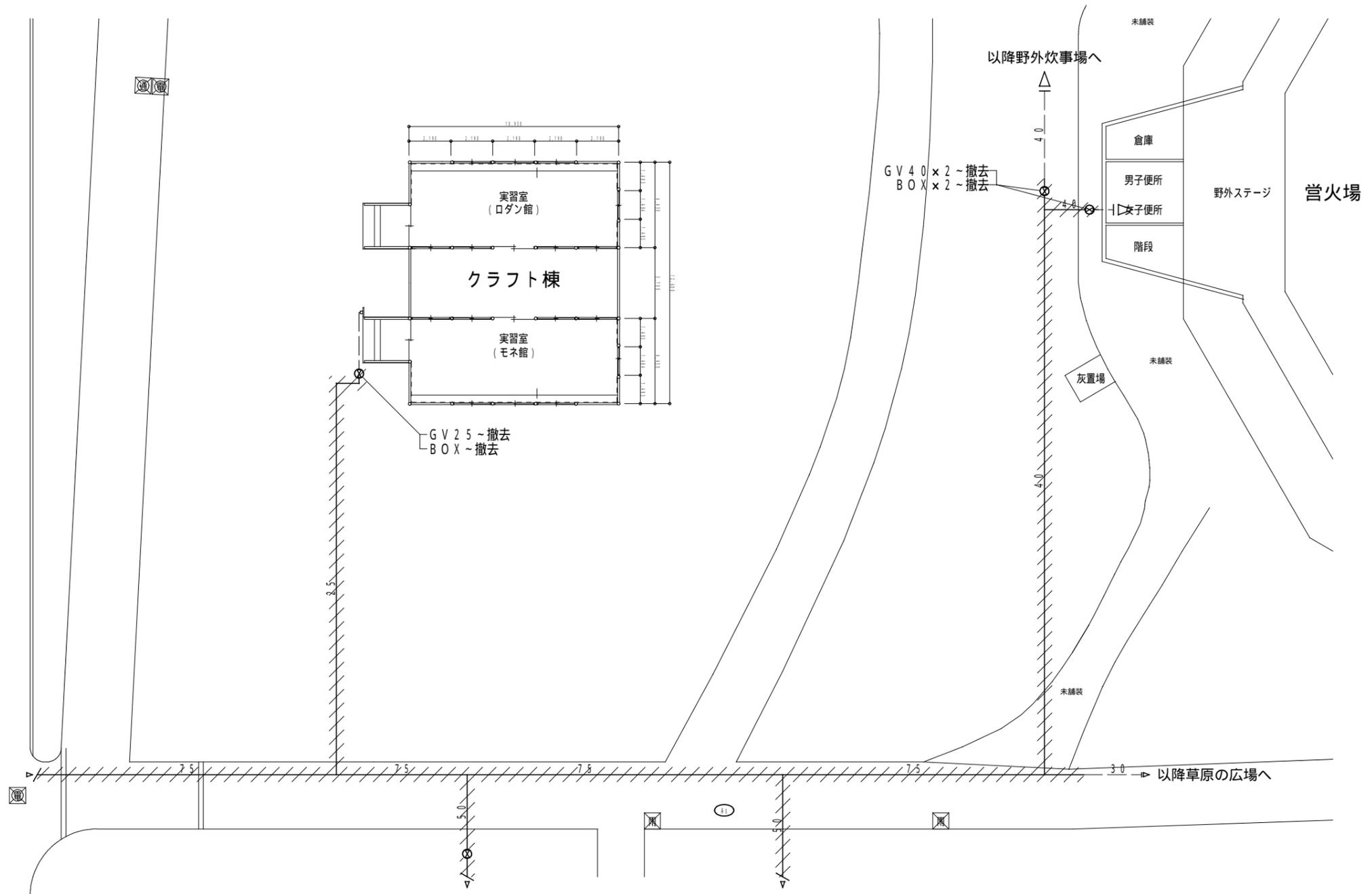


量水器 80	1
量水器ボックスRC製 ( 鋳鉄製蓋 )	1
ソフトシール弁 80	2
バルブボックス	2

記 事	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課					一般社団法人 鳥根県設備設計事務所協会 会員 <b>環境設備計画</b> 有限会社 一級建築士事務所 鳥根県知事登録第(4)10550号 代表取締役(建築設備士) 神門嘉八郎 / 管理建築士(一級建築士) 加藤 功	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家 給水設備等改修工事 図面名称 改修後 クラフト棟・営火場 平面図	縮尺 1:250 (A3)	作成年月日 R4.6 図面番号 M-10
	課長	課長補佐	係長	主任	担当				

凡例	
	撤去配管
	既設配管

残置不要配管端部はキャップ等で塞ぐこと



記 事	

独立行政法人 国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課				
課長	課長補佐	係長	主任	担当

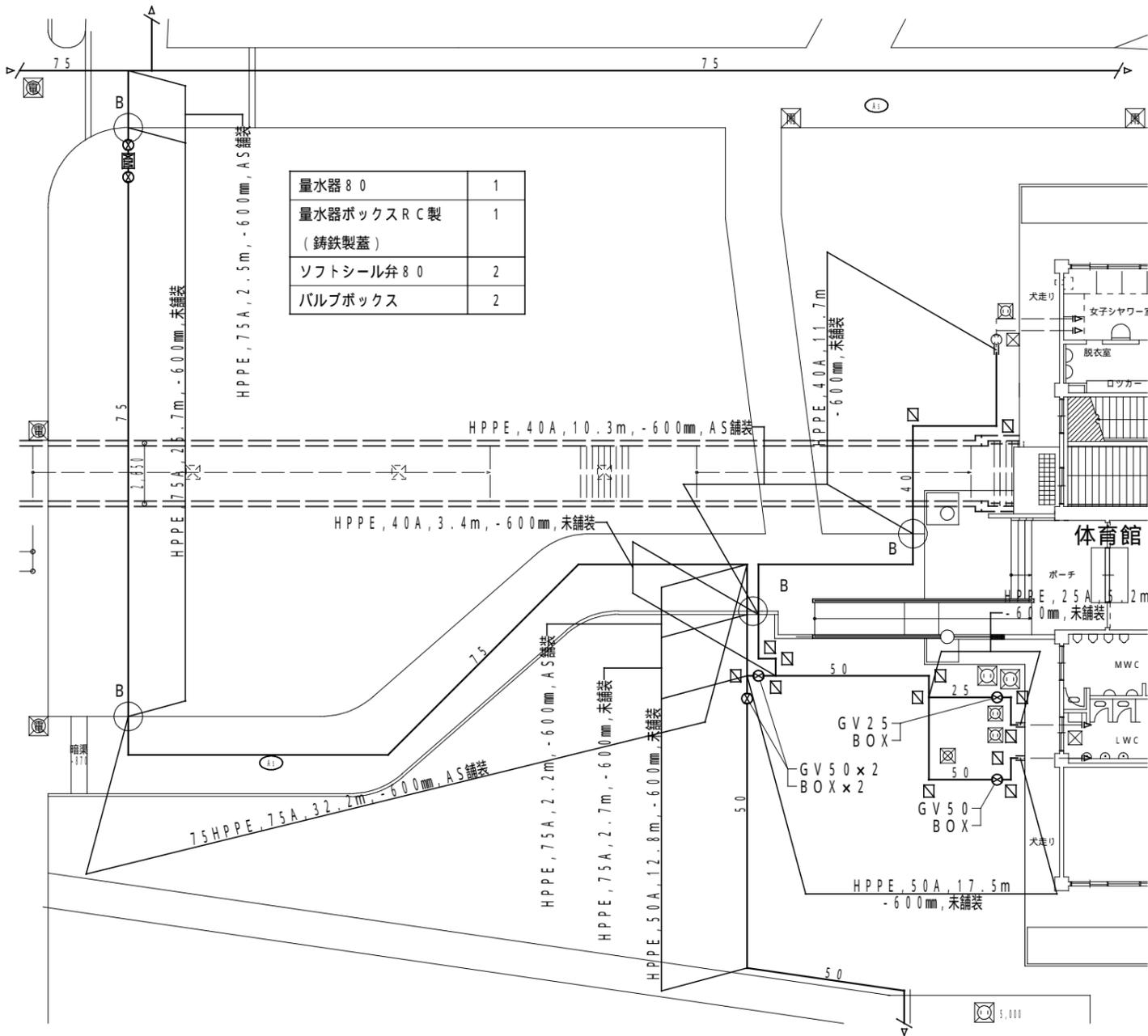
一般社団法人 鳥根県設備設計事務所協会 会員  
**環境設備計画**  
 有限会社  
 一級建築士事務所 鳥根県知事登録第(4)10550号  
 代表取締役(建築設備士) 神門嘉八郎 / 管理建築士(一級建築士) 加藤 功

工事名称	国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家 給水設備等改修工事
	図面名称 改修前 クラフト棟・営火場 平面図

作成年月日	R 4 . 6
縮尺	1:250 (A3)
図面番号	M-11

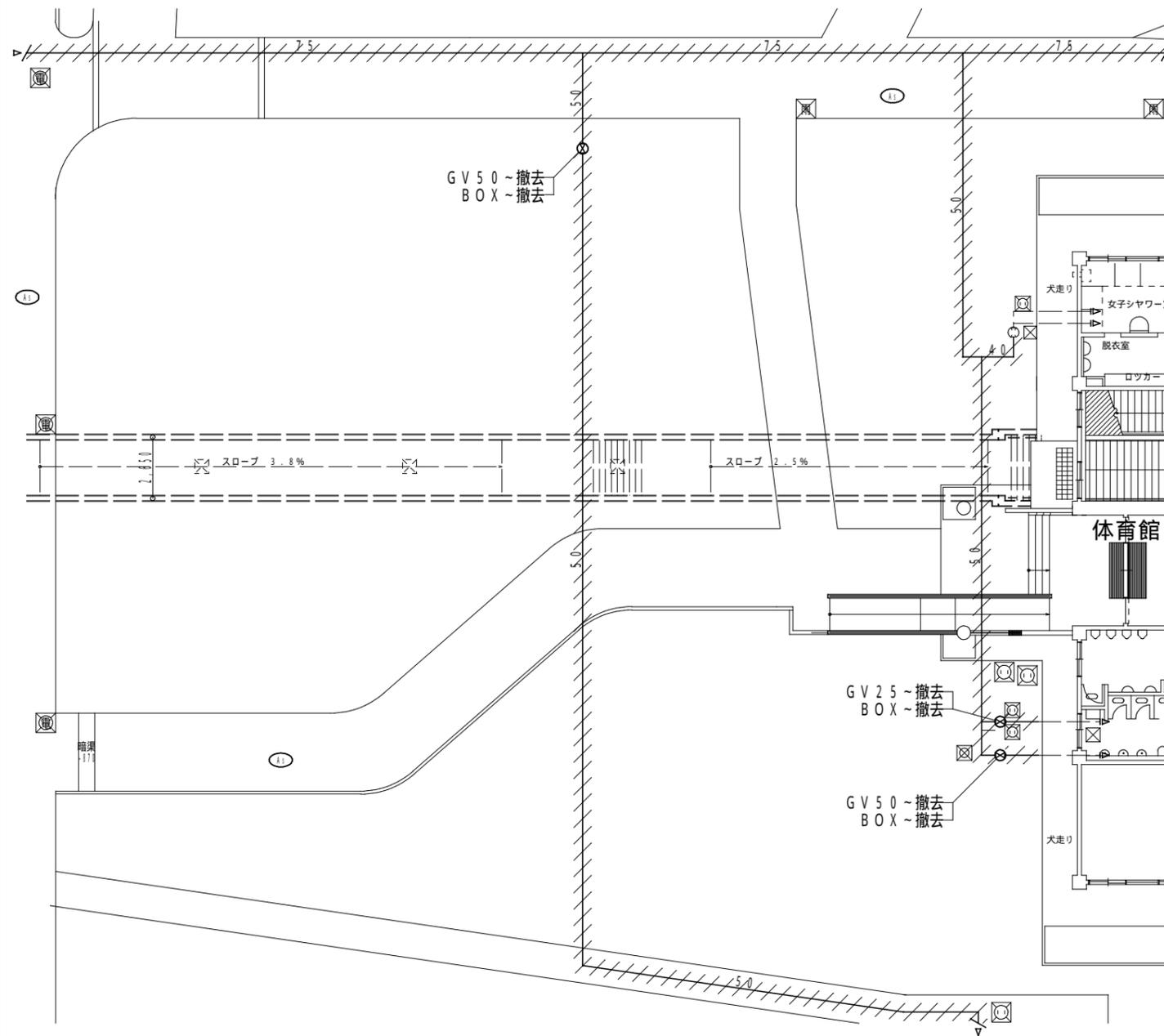
凡例	
	新設配管
	既設配管
	配管接続
	地中埋設鉄
	地中埋設柱
	コンクリート縁石一時撤去再取付
	歩車道境界ブロック一時撤去再取付

量水器 80	1
量水器ボックス R C 製 ( 鋳鉄製蓋 )	1
ソフトシール弁 80	2
バルブボックス	2



凡例	
	撤去配管
	既設配管

残置不要配管端部はキャップ等で塞ぐこと



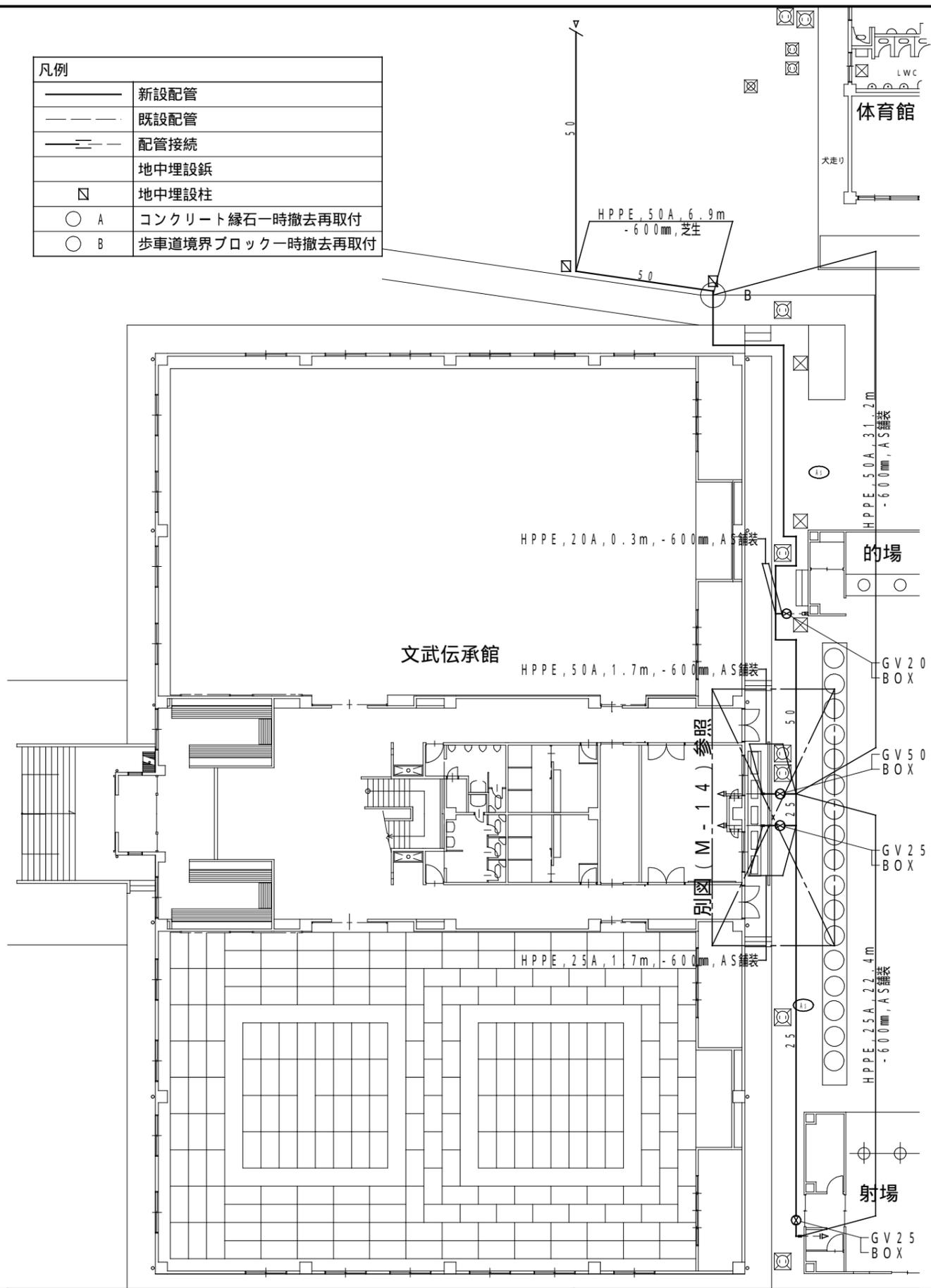
記	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課
	課長 課長補佐 係長 主任 担当
事	

独立行政法人 国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課				
課長	課長補佐	係長	主任	担当

一般社団法人 鳥根県設備設計事務所協会 会員  
**環境設備計画**  
 有限会社  
 一級建築士事務所 鳥根県知事登録第(4)10550号  
 代表取締役(建築設備士) 神門嘉八郎 / 管理建築士(一級建築士) 加藤 功

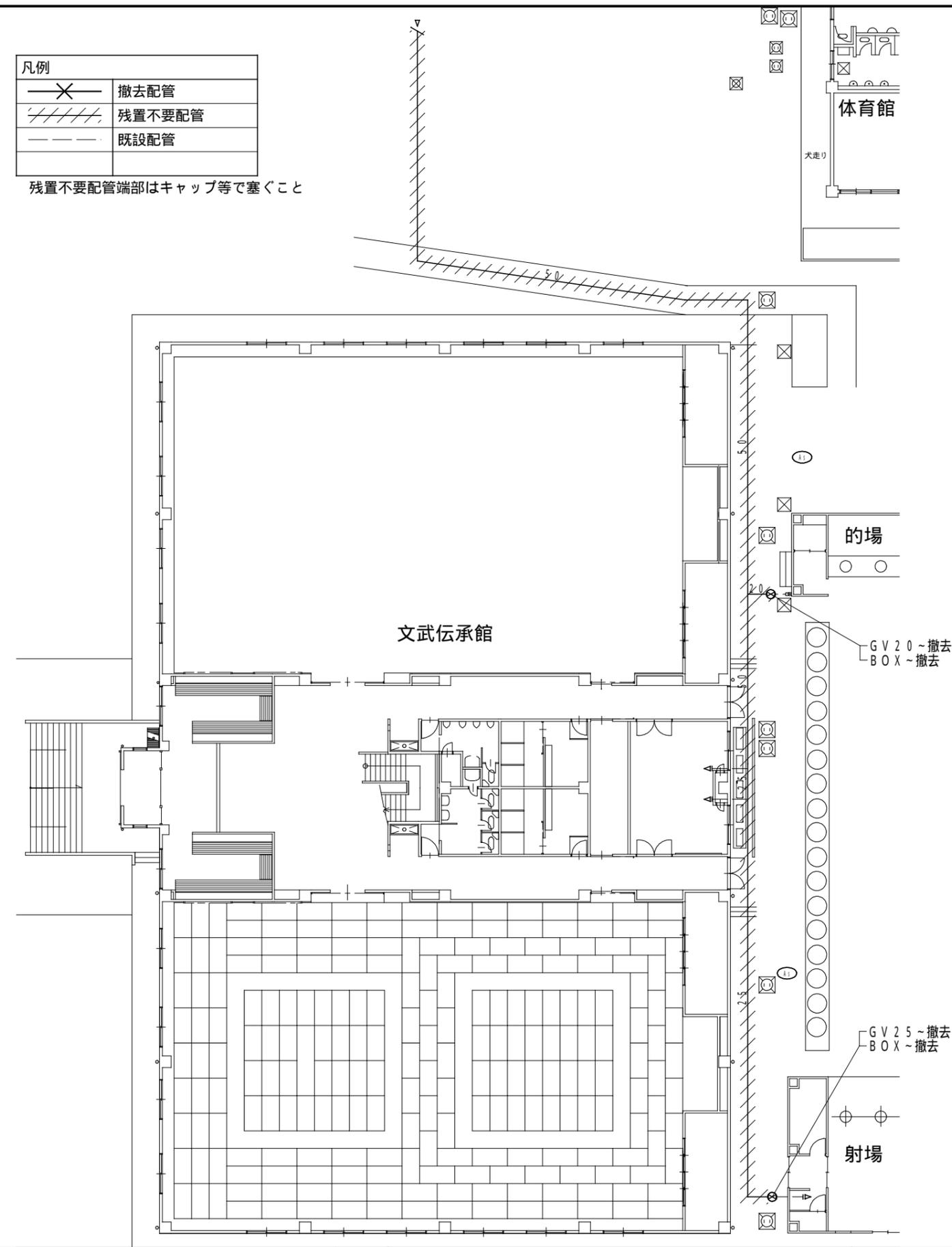
工事名称	国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家 給水設備等改修工事	縮尺	1:250 (A3)	作成年月日	R 4. 6
	担当		図面名称		改修後・改修前 体育館 平面図

凡例	
—	新設配管
- - -	既設配管
—	配管接続
	地中埋設紙
□	地中埋設柱
○ A	コンクリート縁石一時撤去再取付
○ B	歩車道境界ブロック一時撤去再取付



凡例	
—X—	撤去配管
////	残置不要配管
- - -	既設配管

残置不要配管端部はキャップ等で塞ぐこと



記	
事	

独立行政法人 国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課				
課長	課長補佐	係長	主任	担当

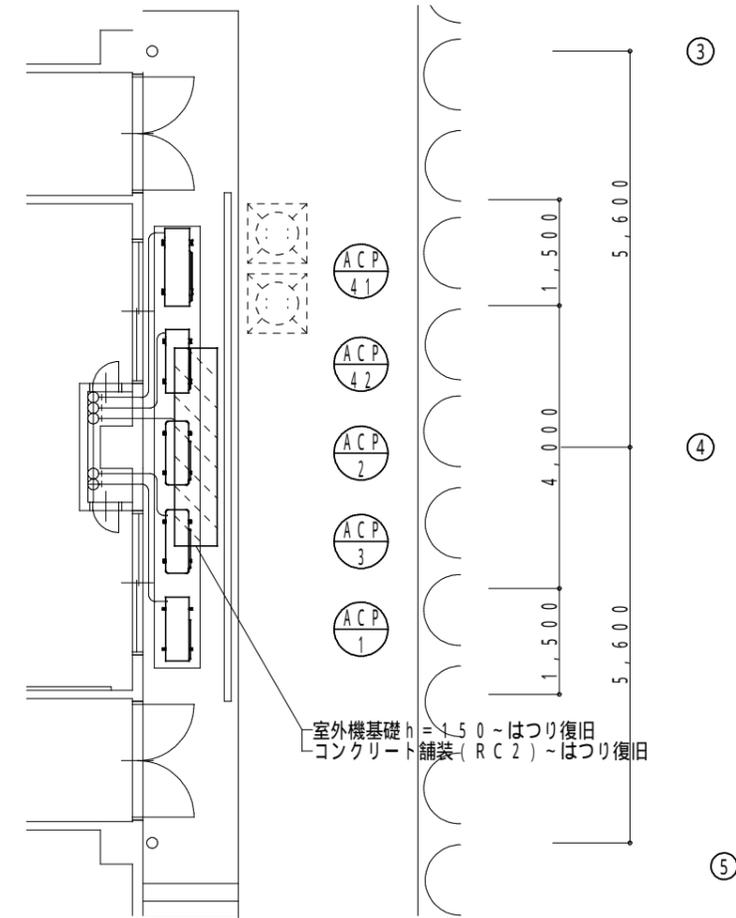
一般社団法人 鳥根県設備設計事務所協会会員  
**環境設備計画**  
 有限会社  
 一級建築士事務所 鳥根県知事登録第(4)10550号  
 代表取締役(建築設備士) 神門嘉八郎 / 管理建築士(一級建築士) 加藤 功

工事名称	国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家	作成年月日	R 4 . 6
	給水設備等改修工事		
図面名称	改修後・改修前 文武伝承館 平面図	縮尺	1:250 (A3)
			図面番号

空調機器リスト (主に室外機)

記号	機器名称	仕様	電源		数量	設置場所	
			V	容量			
ACP-41	空冷熱源ヒートポンプ パッケージエアコン 同時ツイン形  ~室外機一時撤去再設置	天井カセット形(2方向吹出)×2台 P80形	3	200	COMP 3.50kW	1	外部
		冷房能力:11.2kW 暖房能力:12.5kW			FAN(外) 0.06kW×2		
		附属品:化粧パネル、ワイヤレスリモコン					
		室外機:1020×360×1280H(118kg) 冷媒:R22 サイズ:9.52/19.05					
ACP-42	空冷熱源ヒートポンプ パッケージエアコン 同時ツイン形  ~室外機一時撤去再設置	天井カセット形(2方向吹出)×2台 P80形	3	200	COMP 2.40kW	1	外部
		冷房能力:7.1kW 暖房能力:8.0kW			FAN(外) 0.12kW		
		附属品:化粧パネル、ワイヤレスリモコン					
		室外機:1020×360×1280H(76kg) 冷媒:R22 サイズ:9.52/15.88					
ACP-1	空冷熱源ヒートポンプ パッケージエアコン 同時ツイン形  ~室外機一時撤去再設置	天井カセット形(2方向吹出)×2台 P80形	3	200	COMP 2.40kW	1	外部
		冷房能力:7.1kW 暖房能力:8.0kW			FAN(外) 0.12kW		
		附属品:化粧パネル、ワイヤレスリモコン					
		室外機:1020×360×1280H(76kg) 冷媒:R22 サイズ:9.52/15.88					
ACP-2	空冷熱源ヒートポンプ ハウジングエアコン マルチ形  ~室外機一時撤去再設置	天井カセット形(2方向吹出)×2台 インバーター方式	1	100	COMP 1.9kW	1	外部
		冷房能力:7.1kW 暖房能力:9.0kW			FAN(外) 60W		
		附属品:ワイヤレスリモコン					
		室外機:900×355×900H(78kg) 冷媒:R22 サイズ:9.52/12.7					
ACP-3	空冷熱源ヒートポンプ ハウジングエアコン マルチ形  ~室外機一時撤去再設置	天井カセット形(2方向吹出)×2台 インバーター方式	1	200	COMP 1.9kW	1	外部
		冷房能力:6.8kW 暖房能力:8.6kW			FAN(外) 60W		
		附属品:ワイヤレスリモコン(鎖付)					
		室外機:900×330×900H(75kg) 冷媒:R22 サイズ:9.52/12.7					

1. 全ての室外機は一時取外し再取付とする。
2. 冷媒はポンプダウンし、再充填の際は必ず真空引きを行う。
3. 既存品再利用とするが、機器に不具合を発見した場合は直ちに監督員へ報告すること。
4. 既存品及び建物を傷付けた場合は監督員へ報告の上、同様に補修を行う。



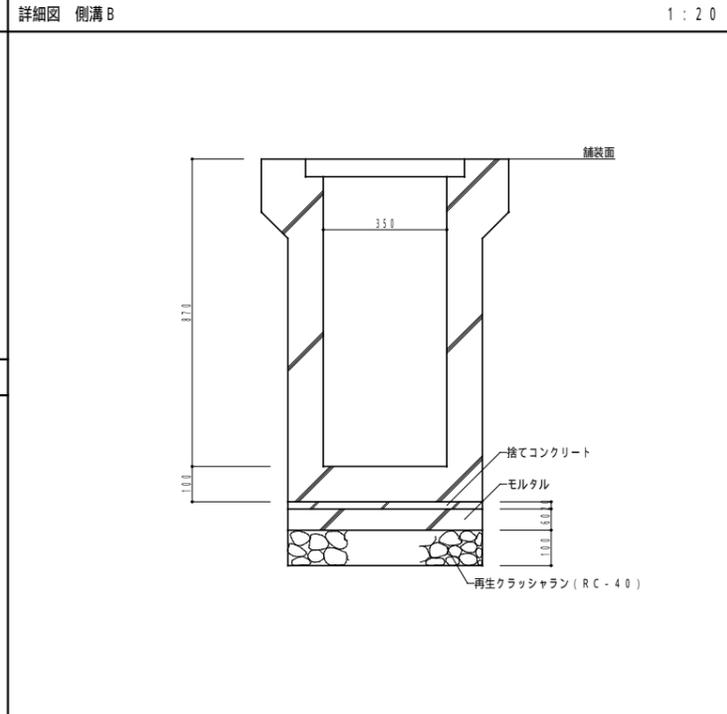
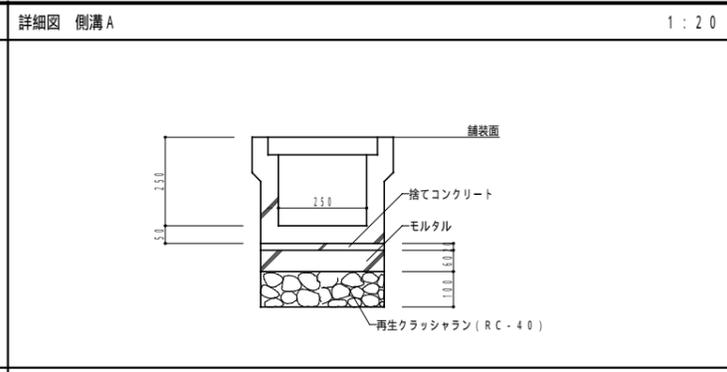
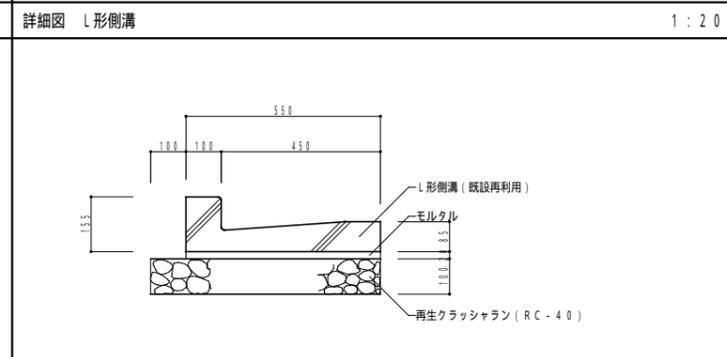
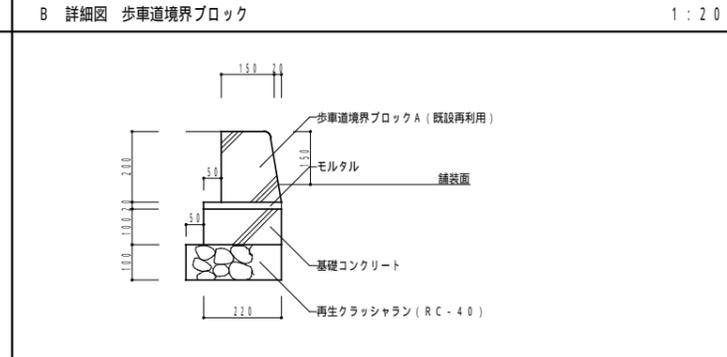
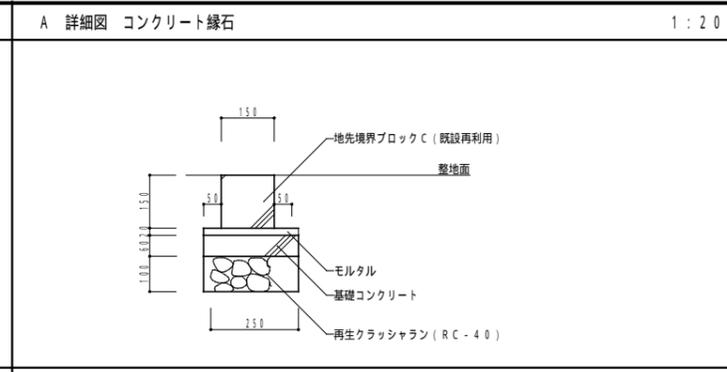
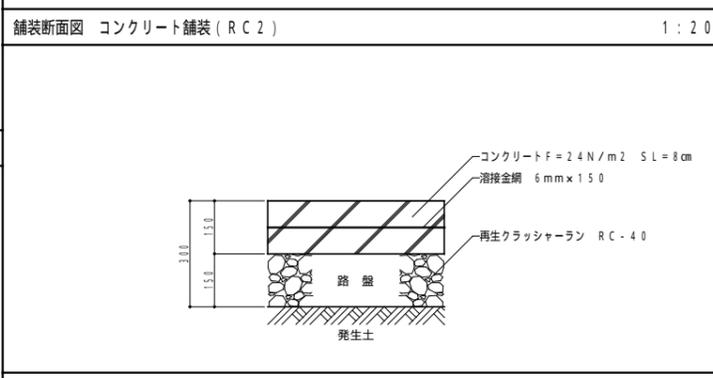
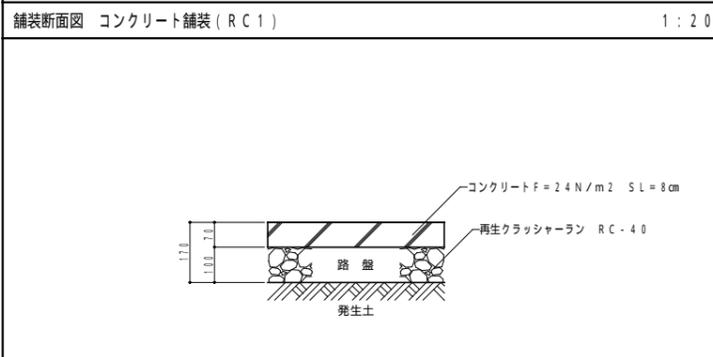
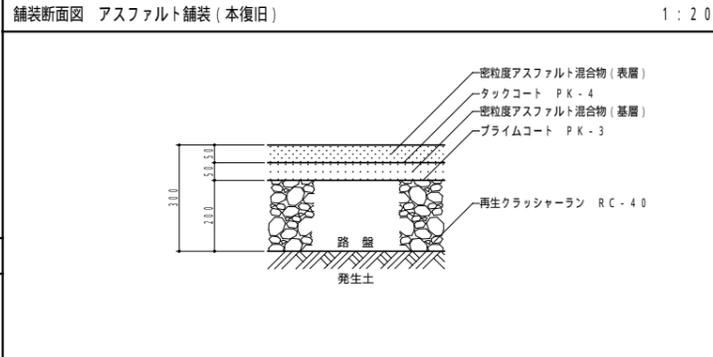
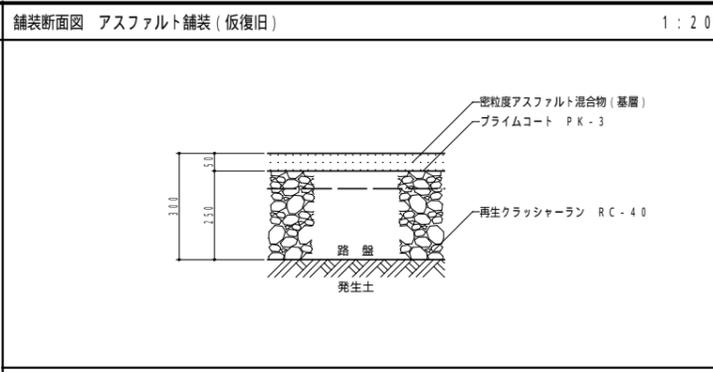
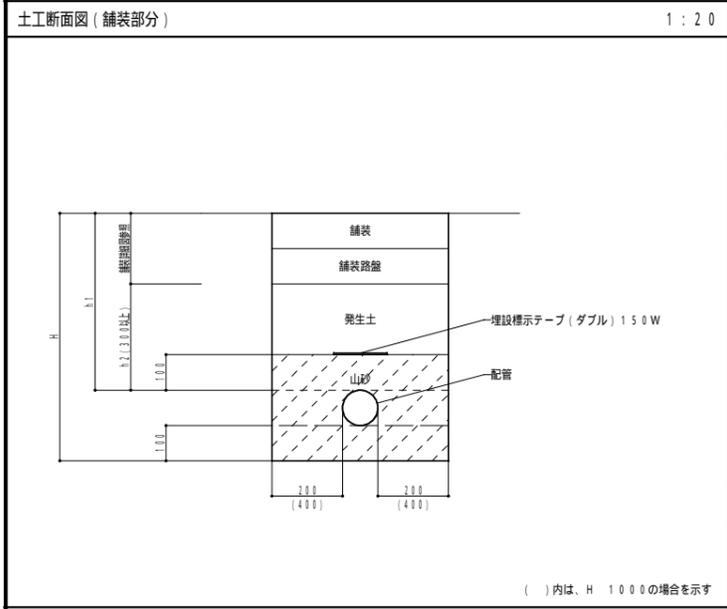
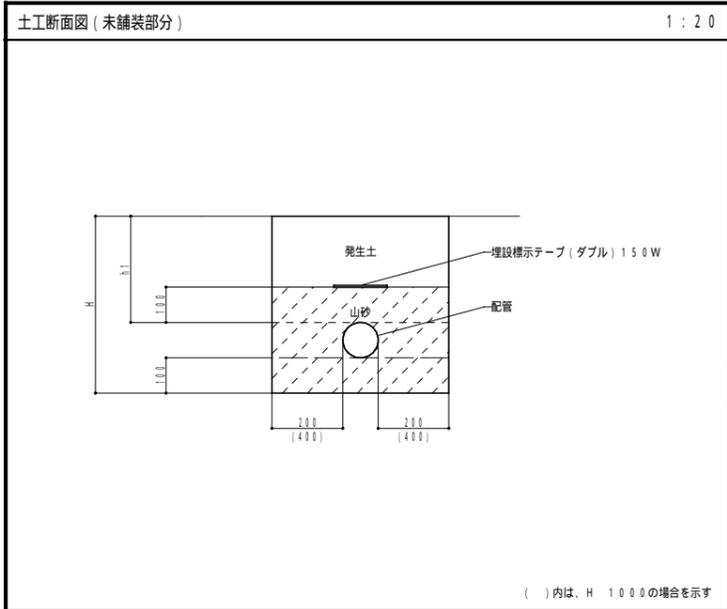
記 事	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課
	課長
	課長補佐
	係長
	主任

担当
----

一般社団法人 鳥根県設備設計事務所協会会員  
**環境設備計画**  
 有限会社  
 一級建築士事務所 鳥根県知事登録第(4)10550号  
 代表取締役(建築設備士) 神門嘉八郎 / 管理建築士(一級建築士) 加藤 功

工事名称	国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家 給水設備等改修工事
図面名称	改修後・改修前 文武伝承館 平面詳細図

作成年月日	R4.6
縮尺	1:100 (A3)
図面番号	M-14



記 事	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課
	課長
	課長補佐
	係長
	主任 担当

課長	課長補佐	係長	主任	担当
----	------	----	----	----

一般社団法人 島根県設備設計事務所協会 会員  
**環境設備計画**  
 有限会社  
 一級建築士事務所 島根県知事登録第(4)10550号  
 代表取締役(建築設備士) 神門嘉八郎 / 管理建築士(一級建築士) 加藤 功

工事名称	国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家 給水設備等改修工事	作成年月日	R4.6
図面名称	各種詳細図	縮尺	1:20 (A3)
図面番号			M-15